

特定避難勧奨地点の設定を受けた申立人の自宅土地建物について、申立人の家族（父母と未就学児を含む子供3名）が設定の解除まで事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間を踏まえた一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物価値の喪失又は減少等

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 土地（但し、別紙物件目録1記載の土地） | 金112万5000円 |
| ② 建物（但し、別紙物件目録2記載の建物） | 金706万1000円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、合計金818万6000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年4月14日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 永山在浩）